

【鳥取大学大学院連合農学研究科の学生のみなさんへ】

日本学生支援機構奨学金を貸与終了した学生で、 進学・留年等により鳥取大学へ(引き続き)在学する学生の方へ

上記の学生で以下の要件で本学に在籍する学生は、4月16日(水)までに鳥取大学学生部生活支援課奨学係(TEL:0857-31-5059)へ「**在学届**」を提出して下さい。

〔提出先〕〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地 鳥取大学学生部生活支援課奨学係

1. 鳥取大学に入学する前に、高等学校等で日本学生支援機構の奨学生であった学生
2. 鳥取大学大学院へ入学(進学)する前に、大学で日本学生支援機構の奨学生であった学生
3. 貸与終了後も留年等の理由で引き続き大学または大学院に在学している学生

- ・「在学届」の提出により、奨学金の返還が卒業(修了)まで猶予されます。
- ・「在学届」の用紙は、奨学金貸与終了時に配付された「返還のてびき」巻末にある様式をコピーし、記入して提出して下さい。(様式がない場合は奨学係へ申し出ください。)
- ・「在学届」を提出しない場合は、平成26年10月から奨学金の返還が始まります。

○平成26年度本学へ入学する大学院第一種奨学生採用候補者で、入学後、「奨学生採用候補者決定通知」を生活支援課奨学係へ提出し、インターネットによる「進学届」提出の際前奨学生番号を入力した場合は、「在学届」を提出する必要はありません。

○留年の場合は、1年ごとに提出が必要です。

